



社会福祉法人 輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

訪問介護、訪問入浴介護、短期入所、居宅介護支援、介護老人福祉施設

認知症対応型通所介護、配食サービス、在宅介護支援センター、日常生活支援総合事業

## ■ 桜咲く



←輪島市三井町の「あての木園」の中庭に桜が満開になりました

2024/04/13 撮影

輪島市三井町の「あての木園」の西側にある桜も満開になりました

2024/04/13 撮影 ↓



令和6年 能登半島地震により入居者の皆さんは2次避難されていますので誰も見る方はいませんが、避難された皆さんが帰ってくるのを待っています

## ■ 介護報酬改定

令和6年4月から介護報酬が改定されました  
各事業所からの変更点をご案内いたします

### ■ 訪問介護費(あての木園訪問介護センター)

改正後	改正前
イ 身体介護が中心である場合 (1)所要時間 20分未満の場合 <u>163</u> 単位 (2)所要時間 20分以上 30分未満の場合 <u>244</u> 単位 (3)所要時間 30分以上 1時間未満の場合 <u>387</u> 単位 (4)所要時間 1時間以上の場合 <u>567</u> 単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに <u>82</u> 単位を加算した単位数	イ 身体介護が中心である場合 (1)所要時間 20分未満の場合 167 単位 (2)所要時間 20分以上 30分未満の場合 250 単位 (3)所要時間 30分以上 1時間未満の場合 396 単位 (4)所要時間 1時間以上の場合 579 単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに 84 単位を加算した単位数
ロ 生活援助が中心である場合 (1)所要時間 20分以上 45分未満の場合 <u>179</u> 単位 (2)所要時間 45分以上の場合 <u>220</u> 単位	ロ 生活援助が中心である場合 (1)所要時間 20分以上 45分未満の場合 183 単位 (2)所要時間 45分以上の場合 225 単位
ハ 通院等のため乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>97</u> 単位	ハ 通院等のため乗車又は降車の介助が中心である場合 99 単位

<u>口腔連携強化加算 50 単位/月 (新設)</u>	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 令和6年3月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 令和6年3月31日まで
介護職員等ベースアップ等支援加算令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員等ベースアップ等支援加算令和6年3月31日まで
<u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</u> <u>24.5%加算 令和6年6月から</u>	

■訪問型サービス費(あての木園訪問介護センター)

改正後	改正前
<u>1週に1回程度の場合 1,176 単位</u> <u>1週に2回程度の場合 2,349 単位</u> <u>1週に2回を超える程度の場合 3,727 単位</u>	訪問型サービス費(Ⅰ) 1,176 単位
<u>1月当たりの回数を定める場合(1回につき)</u> <u>(1)標準的な内容の訪問型サービスである場合→</u> <u>287 単位</u> <u>(2)生活援助が中心である場合</u> <u>(一)所要時間 20分以上 45分未満の場合→179 単位</u> <u>(二)所要時間 45分以上の場合→220 単位</u> <u>(3)短時間の身体介護が中心である場合→163 単位</u>	訪問型サービス費(Ⅱ) 2,349 単位
<u>口腔連携強化加算 50 単位/月 (新設)</u>	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 令和6年3月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)令和6年3月31日まで
介護職員等ベースアップ等支援加算令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員等ベースアップ等支援加算令和6年3月31日まで
<u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</u> <u>24.5%加算 令和6年6月から</u>	

■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護(あての木園訪問入浴介護センター)

改正後	改正前
訪問入浴介護費 <u>1,266</u> 単位	訪問入浴介護費 1,260 単位
<u>看取り連携体制加算 64 単位(新設)</u>	—
介護予防訪問入浴介護費 <u>856</u> 単位	介護予防訪問入浴介護費 852 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)令和6年3月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)令和6年3月31日まで
介護職員等ベースアップ等支援加算令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員等ベースアップ等支援加算令和6年3月31日まで
<u>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</u> <u>10.0%加算 令和6年6月から</u>	

■通所介護費・通所型サービス費(あての木園デイサービスセンター)

区分	所要時間4時間以上5時間未満の場合		所要時間5時間以上6時間未満の場合	
	改正後	改正前	改正後	改正前
要介護1	<u>388</u> 単位	386 単位	<u>570</u> 単位	567 単位
要介護2	<u>444</u> 単位	442 単位	<u>673</u> 単位	670 単位
要介護3	<u>502</u> 単位	500 単位	<u>777</u> 単位	773 単位

要介護4	<u>560</u> 単位	557 単位	<u>880</u> 単位	876 単位
要介護5	<u>617</u> 単位	614 単位	<u>984</u> 単位	979 単位
改正後		改正前		
要支援1	<u>1,798</u> 単位	要支援1 (1月につき)		1,672 単位
要支援2	<u>3,621</u> 単位	要支援2 (1月につき)		3,428 単位
1月に当たり回数を定める場合(1回につき)				
<u>要支援1 436 単位 (新設)</u>				
<u>要支援2 447 単位 (新設)</u>				
介護職員処遇改善加算(I)	令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員処遇改善加算(I) 令和6年3月31日まで		
介護職員等特定処遇改善加算(I)	令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員等特定処遇改善加算(I) 令和6年3月31日まで		
介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年 <u>5月31</u> 日まで	介護職員等ベースアップ等支援加算 令和6年3月31日まで		
<u>介護職員等処遇改善加算(I)</u>				
<u>9.2%加算 令和6年6月から</u>				

■介護予防短期入所・短期入所サービス費(あての木園短期入所センター)

■新旧対照

区分	改正後	改正前
要介護1	<u>603</u> 単位/日	596 単位/日
要介護2	<u>672</u> 単位/日	665 単位/日
要介護3	<u>745</u> 単位/日	737 単位/日
要介護4	<u>815</u> 単位/日	806 単位/日
要介護5	<u>884</u> 単位/日	874 単位/日
介護職員処遇改善加算(I)	令和6年 <u>5月31</u> 日まで	令和6年3月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算(I)	令和6年 <u>5月31</u> 日まで	令和6年3月31日まで
介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年 <u>5月31</u> 日まで	令和6年3月31日まで

■(新設)短期入所サービス費

<u>看取り連携体制加算 ※7日上限 64 単位/日</u>
<u>口腔連携強化加算 50 単位/月</u>
<u>生産性向上推進体制加算(I) 100 単位/月</u>
<u>生産性向上推進体制加算(II) 10 単位/月</u>
<u>介護職員等処遇改善加算(I) 14.0%加算 令和6年6月から</u>

■居住費又は滞在費に要する費用 令和6年8月から

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基準費用額
対象者	・生活保護世帯 ・世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	・世帯全員が市町村民税非課税			・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者
		年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超~120万円以下	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	
預貯金額(夫婦の場合)(※)	要件なし	1,000万円以下 (2,000万円)以下	650万円以下 (1,650万円)以下	550万円以下 (1,550万円)以下	500万円以下 (1,500万円)以下

多 床 室	0	0	370	370	370	855
令和6年8月～	0	0	430	430	430	915

■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護  
(あての木園心げしデイサービスセンター)

区分	所要時間 5 時間以上 6 時間 未満の場合		所要時間 6 時間以上 7 時間 未満の場合		所要時間 7 時間以上 8 時間 未満の場合	
	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前
要支援 1	741 単位	740 単位	760 単位	759 単位	861 単位	859 単位
要支援 2	828 単位	826 単位	851 単位	849 単位	961 単位	959 単位
要介護 1	858 単位	856 単位	880 単位	878 単位	994 単位	992 単位
要介護 2	950 単位	948 単位	974 単位	972 単位	1,102 単位	1,100 単位
要介護 3	1,040 単位	1,038 単位	1,066 単位	1,064 単位	1,210 単位	1,208 単位
要介護 4	1,132 単位	1,130 単位	1,161 単位	1,159 単位	1,319 単位	1,316 単位
要介護 5	1,225 単位	1,223 単位	1,256 単位	1,254 単位	1,427 単位	1,424 単位
改正後			改正前			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)令和6年5月31日まで			介護職員処遇改善加算(Ⅰ)令和6年3月31日まで			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)令和6年5月31日まで			介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)令和6年3月31日まで			
介護職員等ベースアップ等支援加算令和6年5月31日まで			介護職員等ベースアップ等支援加算令和6年3月31日まで			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 18.1%加算 令和6年6月から						

■居宅介護支援費

区分	改正後	改正前
居宅介護支援費 要介護 1 又は要介護 2	1,086 単位	1,076 単位
居宅介護支援費 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,411 単位	1,398 単位
特定事業所加算 (Ⅲ)	323 単位	309 単位
特定事業所加算 (A)	114 単位	100 単位

居宅介護支援事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

■介護福祉施設サービス費(特別養護老人ホームあての木園)

■新旧対照

区分	改正後	改正前
要介護 1	589 単位/日	573 単位/日
要介護 2	659 単位/日	641 単位/日
要介護 3	732 単位/日	712 単位/日
要介護 4	802 単位/日	780 単位/日
要介護 5	871 単位/日	847 単位/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	令和6年5月31日まで	令和6年3月31日まで
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	令和6年5月31日まで	令和6年3月31日まで
介護職員等ベースアップ等支援加算	令和6年5月31日まで	令和6年3月31日まで

■(新設)介護福祉施設サービス費

・個別機能訓練加算(Ⅰ) 12単位/日
・個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/日
・個別機能訓練加算(Ⅲ) 20単位/日
・退所時栄養情報連携加算 70単位/月
・退所時情報提供加算 250単位/回
・協力医療機関連携加算(1) 50単位/月
・協力医療機関連携加算(2) 5単位/月
・特別通院送迎加算 594単位/月
・配置医師緊急時対応加算 勤務時間外 325単位/回
・認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位/月
・認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位/月
・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位/月
・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位/月
・新興感染症等施設療養費 240単位/日 ※1月に1回、連続する5日を限度
・生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位/月
・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月
・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 14.0%加算/月 令和6年6月から

■居住費又は滞在費に要する費用 令和6年8月から

利用者負担段階	第1段階		第2段階	第3段階①	第3段階②	基準費用額
対象者	・生活保護世帯	・世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	・世帯全員が市町村民税非課税			・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者
	預貯金額(夫婦の場合)(※)	要件なし	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超~120万円以下	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	
多床室	0	0	650万円以下	370	370	855
令和6年8月~	0	0	(1,650万円)以下	430	430	915
個室	320	320	550万円以下	420	820	1,171
令和6年8月~	380	380	(1,550万円)以下	480	880	1,231

★★★★全事業共通★★★★

■減算

高齢者虐待防止措置未実施減算(虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合)	1%の減算
業務継続計画未策定減算(感染症や非常災害の発生時において、訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じていない場合)	1%の減算

## ■ あての木園ふげし居宅介護支援事務所の休業（令和6年5月1日から）

- ・令和6年 能登半島地震の影響と ケアマネージャーの離職に伴い 居宅支援事業所の休業します
- ・輪島市堀町9字25番地の「あての木園ふげし居宅介護支援事務所」を令和6年5月1日から1年間休業いたします
- ・地震からの復興に伴い、ケアマネージャーの採用ができるようになれば、「ふげし居宅介護支援事務所」の営業再開を検討しております
- ・ご利用していただきました利用者にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしく願いいたします

## ■ 在宅福祉サービスの通常営業のご案内（令和6年5月1日から）

- ・現在 各施設では「水」「お湯」「汚水処理」ができない状態ではありますが、在宅福祉サービスの利用に対する要望にお応えするため、当法人の運営する在宅福祉サービスを全て通常営業といたします

# start over again

通常営業

## 2024 / 05 / 01 ~

- あての木園居宅介護支援事務所 電話 (0768)26-1788
- あての木園訪問介護センター ●訪問型サービス 電話 (0768)26-1910
- あての木園デイサービスセンター 電話 (0768)26-1910
- 通所型サービス ●通所型サービス C 電話 (0768)26-1661
- 配食サービス

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地 電話 (0768)26-1661

# start over again

通常営業

## 2024 / 05 / 01 ~

- あての木園ふげしデイサービスセンター
- 通所型サービス A
- あての木園訪問入浴介護センター

〒928-0062

石川県輪島市堀町9字25番地 電話 (0768)23-4165

社会福祉法人 輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

電話番号 0768-26-1661

FAX 番号 0768-26-1751

メール [atenoki@skyblue.ocn.ne.jp](mailto:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp)

Hp <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>

